

私立幼稚園就園奨励 制度のお知らせ

学校教育課 ☎ 66・1165

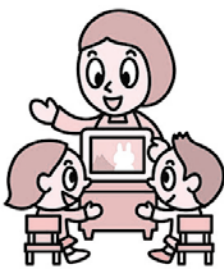
市内・市外の私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、所得に応じて入園料・保育料を補助します。在園する幼稚園にお申込みください。

詳細は幼稚園を通して配布する「私立幼稚園就園奨励費補助制度について（お知らせ）」にて確認していただくか学校教育課までお問合せください。

（対象例）父母と16歳未満の子ども2人の世帯の場合市民税所得割額21万200円以下
下の世帯

※父母それぞれに所得割額がある世帯は合算します。なお、当該園児の税の扶養控除が父母以外の家族の場合、扶養者である方の所得割額も合算します。

問合せ 在園する幼稚園または学校教育課



保育園の保育料算定における寡婦（夫）控除のみなし適用について

児童課 ☎ 66・1107

保育園の保育料は、前年度の所得税額などにより決定されますが、平成25年度から、保育料算定に際し、「婚姻によらないで父または母となつた世帯」に対して、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。

寡婦（夫）控除とは、夫（妻）と死別あるいは離婚後に婚姻していない方に対して、一定の条件を満たす場合に所得控除が受けられる制度です。
適用時期 平成25年7月分以降の保育料から適用。

対象 非婚の母子・父子世帯の方（婚姻によらずにひとり親となつた方のうち保育料が発生している方）
その他 この制度を適用して、保育料算定の基礎となる基準税額が変更（減額）となつても、階層区分の変更がない場合は、保育料の変更（減免）はありません。

※詳しくは、児童課にお問い合わせください。

どう違うの？ 保育園と幼稚園

保育園は、保護者の方が仕事や出産・病気などのため、昼間に児童を保育できない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。
幼稚園は、幼児期の特性を踏まえ、遊びを大切に教育を行う教育施設です。

問合せ
◆保育園に関すること
児童課 ☎ 66・1107
◆幼稚園に関すること
各私立幼稚園

保育園		市内の幼稚園
児童福祉法	根拠となる法律	学校教育法
保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育すること	目的	幼児を保育し、より良い環境を与えてその心身の発達を助長すること
養護と教育を一体化した保育を行う。自由遊びの時間が多い。	保育内容	遊びを通じた活動、社会的ルールの教育などを行う。園によって、方針は異なる。
0～5歳児の保育に欠ける乳幼児	入園対象	3歳児（木船幼は満3歳児）～小学校就学の始期に達するまでの幼児
1日8時間（原則） 通常保育 午前8時30分～午後4時30分 延長保育 午前7時30分～午後7時 ※午後6時までの保育園もあります	保育時間	1日おおむね6時間 保育時間終了後「預かり保育」を午後5時30分または午後6時まで実施 夏休み期間中は、それぞれの園で「夏期保育」および「預かり保育」を実施
保護者などの所得により決定	保育料（授業料）	保護者の所得に関係なく同額 ※所得により補助制度があります

※市内各保育園では、園庭開放を行っており、未就園のお子さんが保育園で遊ぶことができます。日程や内容などについては、各保育園（ホームページ）または児童課までおたずねください。

【市内私立幼稚園】各幼稚園では、特色ある幼児教育を行っています。幼稚園の教育方針や定員など、詳しい内容については各幼稚園に直接おたずねください。

幼稚園名	所在地	連絡先
蒲郡あけぼの幼稚園	鹿島町エボシ形13-1	☎ 66・1511
蒲郡あさひ幼稚園	三谷町塚前60-1	☎ 66・5300
木船幼稚園	蒲郡町荒子81-17	☎ 69・4418

